

福岡県公報

平成18年7月7日
第255号

目 次

告 示 (第1297号—第1309号)

○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧 (廃棄物対策課)	1
○公共測量の実施 (土木管理課)	2
○公共測量の終了 (土木管理課)	2
○公共測量の終了 (土木管理課)	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地課)	3
○都市計画事業の施行 (公園街路課)	4
○道路の区域の変更 (道路維持課)	4
○道路の区域の変更 (道路維持課)	4
○道路の供用の開始 (道路維持課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課)	6

公 告

○第35期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦 (労働政策課)	6
--------------------------------------	---

雑 報

○平成18年度行政書士試験の実施 (地方課)	7
------------------------	---

正 誤

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (平成十八年福岡県規則)

第四十六号) 中正誤	8
○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (平成十八年福岡県規則 第五十号) 中正誤	9
○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部改正 (平成十八年四月福岡県告示第七百七十四号) 中正誤	9
○福岡県人事委員会の事務局長に対する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則 (平成十八年福岡県人事委員会規則第三十四号) 中正誤	9

告 示

福岡県告示第1297号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社新生

糟屋郡宇美町大字井野432番地74

代表取締役 田篠 将勝

2 施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

(1) 施設の種類

(2)に掲げる産業廃棄物の破碎施設

(2) 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

産業廃棄物の種類	一日当たりの処理能力
廃プラスチック類	295.2トン

木くず	464トン
がれき類	1248.8トン
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	591.2トン

3 設置場所

糟屋郡宇美町大字井野字ウソフキ432番74

4 指定地域

宇美町大字井野及び平成の一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県柏屋保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成18年7月7日から同年8月7日まで

福岡県告示第1298号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第3項の規定により公示する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区朽網	平成18年6月1日から 平成18年8月14日まで

福岡県告示第1299号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、北州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があるので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（道路台帳）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市小倉南区	平成18年5月29日

福岡県告示第1300号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大野城市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があるので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
御笠川西部土地区画整理事業地内	平成18年5月31日

福岡県告示第1301号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福

岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 仲原ファミリープラザ

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原字筒口2710番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1302号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

上毛町

2 事業の種類

唐原出張所建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県築上郡上毛町大字上唐原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である上毛町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成18年度一般会計予算及び平成18年度一般会計補正予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、上毛町が上毛町大字上唐原地内において、唐原出張所を建設するものである。現唐原出張所は昭和53年8月に建築されたが、築後30年近く経て老朽化しており、雨漏りや壁の剥がれ落ちが頻繁に発生する等、所掌事務の執行や行政サービスの提供に支障を来している。また、唐原出張所を利用する住民にも危険を及ぼす可能性もある。さらに、平成17年11月に1階フロアー及び階段の天井部分にアスベストの使用が発見され、全面使用禁止となっているため、現在は駐車場にプレハブの仮事務所を設置して事務を行っており、住民に不便をかけている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、唐原を中心とした周辺地域における行政事務の向上と公共の福祉の増進を図り、もって地域住民へのサービス向上に資することができるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講すべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地は農業振興地域に含まれており、農業振興地整備計画の変更が必要となるが、福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、当該計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、交通の利便性、土地利用に与える影響、用地費等の経済性の面等から3案について検討を行ったうえで、交通の利便性が高く、土地利用に与える影響が少ない、用地費等も3案中最小となる、社会的、経済的に優れる案を採用している。

オ さらに、本件事業に係る起業地は、唐原出張所の建設に必要最小限の範囲が確保されていると認められる。

カ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、所掌事務の執行や行政サービスの提供に支障を来していること、また、プレハブの仮事務所で事務を行っており、住民に不便をかけていることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められ、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条の要件を充足するものと判断される。

以上により、上毛町から申請のあった唐原出張所建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

上毛町役場（総務課）

福岡県告示第1303号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

久留米都市計画道路事業 3・5・36号久留米駅東口線
3・2・1号久留米駅東町線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県久留米土木事務所 久留米市新合川1丁目7番27号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

久留米市城南町、中央町、京町字三丁目並びに繩手町字垣添及び三角地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第1304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
福岡	県道	飯塚線 大野城	前	柏屋郡宇美町ゆりが丘2丁目3303番99先から同郡同町四王寺坂1丁目465番47先まで	12.2 ～ 31.0	86.2
			後	同上	15.0 ～ 48.0	86.2
福岡	県道	猪篠野栗線	前	柏屋郡久山町大字猪野734番1先から同郡同町大字猪野767番1先まで	5.0 ～ 16.0	109.0
			後	同上	16.0 ～ 22.6	109.0

福岡県告示第1305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
直方	県道	福岡線 直方	前	宮若市龍徳1191番8先から 同市龍徳1198番1先まで	10.8 ～ 17.0	64.2
			後	同上	11.8 ～ 15.8	64.2
直方	県道	直鞍方線 鞍手	前	直方市大字下新入1821番5 先から 鞍手郡鞍手町大字中山715 番1先まで	16.8 ～ 35.4	1065.0
			後	同上	16.8 ～ 35.4	1065.0

福岡県告示第1306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年7月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	福岡線 直方	宮若市龍徳1191番8先から 同市本城1198番1先まで

福岡県告示第1307号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 みつば会

(2) 代表者の氏名

坂本 真澄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県うきは市吉井町新治372番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障がい者に対して、地域における自立生活と社会参加の支援に関する事業を行い、障害者福祉の増進及び障害者が安心して暮らせる街づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1308号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 Heart Land 夢翔塾

(2) 代表者の氏名

川野 弘樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市姫島町19番地1 サンシャイン姫島A棟101号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校・引きこもり・イジメなどさまざまな問題を抱える子供、その他助言や援助を必要とする人々に対して心理カウンセリングや相談受託事業などをを行い、並びに在宅での介護・援助が必要な高齢者に対して、介護保険法に基づく居宅サービス事業などを行うとともに、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業・地域生活支援事業の受託に関する事業を行い、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護サービス・心理カウンセリング・社会教育推進事業を提供し、すべての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1309号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人はくちょうの会

(2) 代表者の氏名

森 英樹

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区名島四丁目49番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者の福祉や、障害者の自立生活支援に関する事業を行うことで雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

公 告

公告

第35期福岡県労働委員会の補欠の労働者委員候補者の推薦について、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、労働組合に対し次に定めるところにより候補者の推薦を求める。

平成18年7月7日

福岡県知事 麻生 渡

1 推薦資格を有する労働組合

労働者委員候補者の推薦資格を有する労働組合は、福岡県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 提出書類

(1) 推薦書 2部

(2) 労働者委員候補者調書 2部

(3) 労働組合資格証明書 2部

(4) 福岡県労働委員会委員に就任することについての被推薦者の内諾書 2部

4 推荐期間

平成18年7月7日（金曜日）から同月25日（火曜日）まで

5 推荐書類の提出先

福岡県生活労働部労働局労働政策課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。）

以下「労働政策課」という。)へ提出すること。

6 その他

推薦についての問い合わせは、労働政策課又は最寄りの福岡県労働福祉事務所に行うこと。

雑報

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成18年度行政書士試験を次のように実施する。

平成18年7月7日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐司

1 試験期日

平成18年11月12日(日) 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

イ 試験の科目

(1) 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)

憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

商法については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題するが、会社法(平成17年法律第86号)により実質的な改正が行われた部分については、原則出題しないものとする。

(2) 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題)

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

ロ 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験によって行う。

(2) 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

イ 郵送による受験申込み

(1) 受付期間

平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで

(2) 受付機関及び申込方法

財団法人行政書士試験研究センター(以下「センター」という。)

受験願書と一緒に配布する封筒(あて先は印刷済み。)により配達記録郵便で郵送すること。9月8日の消印があるものまで受け付ける。

(3) 受験手数料

7,000円

納付方法については、試験案内に記載された方法による。

(4) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

○配布期間

平成18年8月7日(月)から8月31日(木)まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号(A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ))を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして下記あて先まで郵便で請求すること(8月31日必着のこと。)。

〒100-8779 東京中央郵便局留

財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

○配布期間

平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで(下記の配布場所のうち、福岡県行政書士会を除く配布場所においては土曜及び日曜を除き、福岡県行政書士会においては土曜、日曜並びに8月14日(月)及び15日(火)を除

く。)

○配布場所

- ・ 福岡県総務部地方課、県民情報センター、北九州県民情報コーナー、京築県民情報コーナー、筑豊県民情報コーナー及び筑後県民情報コーナー（配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで。）
- ・ 福岡県行政書士会（福岡市博多区千代4丁目29番46号アストール博多ビル2階。配布時間は午前9時から午後5時まで。）

□ インターネットによる受験申込み

(1) 受験申込画面への入力

センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

(2) 受験手数料の払込み

○ 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとする。

○ 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

○ いったん払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

(3) 受付期間

- 平成18年8月7日（月）から9月8日（金）午後5時まで
- この出願システムは、9月8日（金）午後5時で終了する。接続中（入力中）であっても申込みができないなくなるので注意すること。

- 最終日（9月8日）は混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者については、障害の状態により必要な措置を講ずることがあるので、受験申込みに先立ち、早めにセンターに相談すること。平成18年度から、全盲等重度の視覚障害のある者にも対応できるよう点字受験を導入する。

6 合格発表の日時及び方法

イ 合格発表の日時

平成19年1月29日（月）午前9時

ロ 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター（電話（03）5251-5600）に対して行うこと。

正 証

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		備考	正	誤
					上	下			
				5	○		26	第五十条の二第一号中「をすとし」ハ「をスルシ」	第五十条の二第一号中「ホをスルシ」

18 • 4 • 10	18 • 4 • 5	18 • 3 • 31
2519 増刊②	2517 増刊①	2515 増刊④
会人事委員 規則	告示	規則
34	774	50
53	1	12
○	○	○
14	9	10
挿入		挿入
◦	福岡県告示第七百七十四号 この規則は、平成十八年四月一日から施行する	第九○九条中 る。を削り、「第七十一○一条」を「第七十二○二条」に改め
		第十○十節○を○次○よう○に改○める○。
		昭和二十九年福岡県規則第十八号
		福岡県大規模小売店舗立地審議会
		福岡県大規模小売店舗審議会
		昭和十九年福岡県規則第十八号
		第八●条中 を「●削除●」に改める。
		福岡県告示第七百七十三号

平成18年7月7日 金曜日

福岡県公報

第2555号 10

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)